

令和四年法律第七十七号

「こども基本法」

目次

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 基本的施策（第九条～第十六条）

第三章 こども政策推進会議（第十七条～第二十条）

附則 第一章 総則

（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利

に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、國の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講すべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われることの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育儿等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようとすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保

護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育にのつとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関する意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うこと

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国との責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、の連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民的努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施

策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第二百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施

策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府

が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定することもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

四 都道府県こども計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 市町村こども計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

7 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

8 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

9 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

10 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（こども施策に関する大綱）

11 第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

12 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（こども施策に関する方針）

13 こども施策に関する重要な事項

14 前二号に掲げるもののほか、こども施策を総合的に策定するため必要な事項

15 推進するためには、こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

16 こども大綱は、少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

17 一 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

18 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

19 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

（都道府県こども計画等）

第十一条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画）が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定め、（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 市町村こども計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

6 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であつてこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

7 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、こども大綱を公示しなければならない。

8 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十一条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画）が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定め、（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等

2	都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。	3	都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。	4	前項の協議会は、第一項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認められる者をもって構成する。	2
第十四条	国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。	2	都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	3	（組織等）	第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。
第十五条	（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）	2	会長は、内閣総理大臣をもって充てる。	2	（資料提出の要請等）	第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
第十六条	（政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。）	2	会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。	2	（政令への委任）	第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。
第三章 こども政策推進会議	（設置及び所掌事務等）	（検討）	（施行期日）	（附 則 抄）		
第十七条	（こども家庭庭序に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。）	第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。				

附則（令和六年六月二六日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。